

四日市市告示第146号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

四日市市長 森 智



四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第389号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2				別表第2			
種別	区分	単価	単位	種別	区分	単価	単位
市町村交付金対象施設	第3条第7号に規定する施設			市町村交付金対象施設	第3条第7号に規定する施設		
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480 千円	整備床数

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部福祉総務課)